

# 成田市制限付一般競争入札実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約（以下「工事等」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により、あらかじめ資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を実施する場合において、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象案件)

第2条 制限付一般競争入札の対象は、競争入札に付すべき工事等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 施行令第167条の規定により指名競争入札とするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

## (執行方法)

第3条 制限付一般競争入札は、電子入札の方法により、入札参加資格（次条に定める資格要件をいう。以下同じ。）を入札前に審査する方式（以下「事前審査方式」という。）又は入札参加資格を入札後に審査する方式（以下「事後審査方式」という。）で執行する。ただし、電子入札システムが不調の場合、電子入札システムでは対応できない場合又は電子入札の方法では執行し難い場合には、紙入札の方法により執行することができる。

## (入札参加者の資格要件)

第4条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件にすべて該当している者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされていない者であること。
- (3) 成田市入札参加資格者名簿の個々の案件毎に指定された業種に登載されている者であること。
- (4) 成田市財務規則（昭和44年規則第13号）第90条第1項の規定による工事等に係る公告の日（以下「公告日」という。）から当該工事等の開札の日までの間において、成田市建設工事請負業者等指名停止措置

要領（以下「措置要領」という。）に基づき、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）を受けていない者であること。

(5) 公告日から当該工事等の開札の日までの間において、成田市契約に係る暴力団対策措置要綱に基づき、入札参加除外を受けていない者であること。

(6) 公告日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、公正な競争が確保できると認める範囲内において工事等ごとに次に掲げる事項に関し、当該工事等の規模、技術的特性、難易度等により、資格要件を設定できるものとする。

(1) 入札に参加する者の事業所又は営業所等の所在地

(2) 経営事項審査結果の総合評価値

(3) 過去10年間を原則とした工事等と同種建設工事の元請けとしての施工実績

(4) 工事等に配置される技術者の資格又は過去10年間を原則とした施工実績

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可の有無

(6) 工事等への技術者の専任配置

(7) 成田市工事等入札参加業者資格審査基準で定める等級格付け

(8) 建設工事完成検査結果通知書の評定点

(9) 各前号に掲げるもののほか、市長が工事等ごとに必要があると認める資格要件

（工事等指名業者選定審査会）

第5条 市長は、前条第2項に掲げる事項に関し、資格要件を設定する場合は、成田市工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、意見を聴取した上、工事等ごとに設定しなければならない。

(入札の公告)

第6条 施行令167条の6の規定による制限付一般競争入札に係る公告は、成田市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示、及びちば電子調達システムの入札情報サービスにインターネット上で掲載することにより行うものとする。

(設計図書の配布等)

第7条 市長は、制限付一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対し、工事等の設計図書等を公告日以降速やかに電子入札システム等で電子データとして公開する方法等により無償で配布するものとする。ただし、当該設計図書等が電子データ化し難いもの又は電子入札システム等に公開することが不適切なもの等については、契約検査課において、紙又は電子媒体により期間を定めて入札参加希望者に貸与することができる。

(質問及び回答)

第8条 入札参加希望者は、工事等の設計図書等に疑義がある場合は、提出期限までに、市長に質問することができる。

2 市長は、前項の規定による質問を受けた場合は、回答期限日までに回答するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第9条 事前審査方式による入札において、入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び配置技術者等調査票等の申請書に添付すべき書類(以下「添付書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 申請書及び添付書類の提出は、電子入札システムによって行うものとする。ただし、添付書類について電子入札システムによる提出が困難な場合は、FAX等の方法により行うものとする。

3 申請書の提出期限は、あらかじめ設定した入札参加資格確認申請書提出締切日時をもって締め切るものとし、締切日時以降は、一切当該申請書を受け付けられないものとする。

4 成田市入札参加資格者名簿の建設工事又は測量等の業種区分に登録されている者を対象とした場合で、添付書類に誤りがあり、契約担当課が電子入札システムにより発行する受付票を発行していないときは、申請書の再提出を許可することができる。

5 システム障害等によって競争参加資格確認申請ができない場合は、紙によ

る申請を認めるものとする。ただし、紙入札方式参加承諾書を提出させ、承諾をしなければならない。

(開札及び落札者の決定)

第10条 市長は、事前審査方式で制限付一般競争入札を執行する場合においては、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合においては予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

2 市長は、事後審査方式で制限付一般競争入札を執行する場合においては、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合においては予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格を満たしていることを確認したときに落札者として決定する。ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、当該最低価格に次いで低い価格の入札者から、入札参加資格がある者を確認できるまで順次審査を行い、落札者を決定する。

3 前2項の場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(電磁的記録による通知等)

第11条 この要領で定める通知等は、原則として電子入札システムその他インターネット等を利用した電磁的記録をもって行うものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。